公用専用欄

U.S. Customs and Border Protection

税関申告書

認定書式
OMB NO. 1651-0009

19 CFR 122.27, 148.12, 148.13, 148.110,148.111, 1498; 31 CFR 5316

到着する渡航者各個人、または家族の世帯主には、以下の情報を提供することが義務づけられています。(申告書は一家族につき一通のみです) 。「家族」とは、血縁関係、婚姻関係、慣習婚姻関係、または養子縁組による家族関係を持ち、同じ世帯に居住している者を意味します。

1 姓 (苗字) Yamada
名(ファーストネーム) Taro ミドルネーム

2 誕生年月日 月 0 1 日 0 1 西暦年 9 0

3 渡航に同行している家族の人数 1

4 (a) 米国における滞在・居住先の住所 (番地と通り) (ホテルの名称・訪問先)
Little Tokyo Hotel 327 1/2 E 1st St
(b) 市 Los Angeles (c) 州 CA 90012

5 旅券発行国 Japan

6 旅券番号 AA0000000

7 居住国 Japan

8 今回渡米に先立って訪れた国・国々 None

9 航空会社・便名もしくは船舶名 OZ200

10 今回の渡米の主要目的はビジネスです: はい ☐ いいえ ☒

11 私(私達)は、以下の物品を所持しています:
(a) 果物類、野菜類、植物類、種物、食物、昆虫類: はい ☐ いいえ ☒
(b) 肉類、動物、動物/野生生物製品: はい ☐ いいえ ☒
(c) 病因体、細胞培養、巻貝類: はい ☐ いいえ ☒
(d) 土壌、あるいは、私(私達)は、農場・牧場・牧草地にいました: はい ☐ いいえ ☒

12 私(私達)は、家畜の近くにいました: (家畜との接触、または処理・扱いなど) はい ☐ いいえ ☒

13 私(私達)は、現在通貨、または、金融商品にして、10,000ドル以上の米ドル、または、それに相当する外国通貨を所持しています: (金融商品の定義は裏面参照) はい ☐ いいえ ☒

14 私(私達)は、市販用商品を所持しています: (販売対象になる商品、または、発注を促す目的で使用する試供品、 または、個人の身の回りの所持品の範疇に当てはまらない物品) はい ☐ いいえ ☒

15 米国居住者—市販用商品を含め、海外で購入、あるいは取得した物品 (他人への贈与品も含める, ただし米国に郵送した ものは含まない)の総額: $

渡航訪問者—米国に残していく物品の総額— (市販用商品込み): $ 200.00

この書式の裏面にある記入説明文をお読みください。申告義務のある全ての品目について記入する欄が設けてあります。

私は、この書式の裏面にある重要な情報項目を読み、真実に基づいた申告をしました。

X [signature] 01/01/2016

署名 日付(月/日/年)

CBP Form 6059B (04/14) Japanese

米国税関・国境整備局は皆様の訪米を歓迎いたします。
米国税関・国境整備局は、米国への輸入禁止品の不法輸入を防ぐ義務を負っています。CBPの職員は、渡航者に質問したり、渡航者と渡航者の所持品を検査する職権を有しています。もし、あなたが検査をうける対象の一人となった場合は、丁重でプロフェッショナル、かつ敬意のある扱いを受けます。CBPの監督者および渡航者サービス担当者が、ご質問にお答えします。お褒めの言葉やご意見・ご要望は、コメント・カードにご記入ください。

重要な情報

米国居住者—国外で取得し、米国に持ち込むすべての物品を申告すること。

訪問者(非居住者)—米国に残す全ての物品についてその価値を申告すること。 この申告書に全ての物品を申告し、その価値を米ドルで記入してください。贈与品については、小売価格をご記入下さい。

関税—CBP職員が判断します。米国居住者については、所持品の$８００ドル相当までの物品について免税が適用されます。渡航訪問者（非居住人）については、一般的に$１００ドル相当までの免税が適用されます。関税は、免税額を超える最初の$1,000ドルついて現行利率で査定されます。

農産物及び野生生物製品—危険な農業害虫、禁制野生生物の入国を防止する目的で、以下の物品が規制の対象になっています。果物、野菜、植物、植物性産物、土壌、肉製品、食肉加工品、鳥類、巻貝類、生きた動物および、動物製品。これらの物品を、税関および国境警備局職員、税関および国境警備局農業専門家、魚類・野生生物検査官に申告する事を怠った場合、罰金が課されたり、所有物品の押収につながる事があります。

通常、規制薬物、猥褻品、及び毒性物質を持ちこむことは禁じられています。

通貨、または金融商品の輸送は金額にかかわらず合法行為です。ただし、国外から米国内に$１０，０００ドル以上(米ドル、またはそれに相当する外国通貨、もしくはそれらの組み合わせ)を持ち込んだり、逆に米国から国外へ上記を持ち出す場合には、それをFinCEN 105 (旧税関書式４７９０)をもって米国税関および国境警備局に報告書を提出することが、法律によって定められています。金融商品と呼ばれるものの中には、コイン、紙幣、トラベラーズ・チェック、および持参用金融商品である個人の小切手や銀行小切手、株・証券が含まれています。本人以外の人に通貨や金融商品を運搬してもらう場合も、FinCEN105の書類を提出しなければなりません。その申告を怠ったり、全額を申告しなかった場合は、渡航者が所有しているすべての通貨、金融製品が押収の対象になったり、渡航人が民事上の刑罰または刑事訴追を受ける可能性があります。このページの上記にある重要な情報をお読みになり、真実に基づいた申告をした後、当書式の表にある署名の欄にサインをして下さい。

所有品目の明細
(リストが長くなる場合は、別のCBPフォーム6059B に記載を続けてください。)

	価値・金額	CBP 専用記載欄
総額		

文書業務削減法声明：現在有効のOMB管理番号の明記がない場合、当局は、情報収集を行ったり支援したりしてはならず、渡航人は、この情報に対する応答をする義務はありません。当情報収集の管理番号は、1651-0009です。当書式の見積平均記入時間は、約４分です。渡航人は、回答を義務付けられています。書式の見積記入時間についてのご意見は、下記の住所までご連絡下さい。U.S. Customs and Border Protection Office of Regulations and Rulings 90 K Street, NE, 10th Floor Washington, DC 20229.

CBP Form 6059B (04/14) Japanese